

広島大学日韓共同理工系学部留学生事業発足前後

多和田眞一郎

新しい事柄は、新しいということで、関係者が全力投球をして盛り上げようとするから、周知の事実として進行していく。ところが、ある程度の日時が経過して「あの時はどうだったのだろう」という疑問が起こったときに、事情を知る者がいなかったり、資料がまとまった形で残っていなかったりすることが、往々にして起こりがちである。

そうならないために、また自己点検のためにも、あるいは資料として、広島大学日韓共同理工系学部留学生事業発足前後のことを日誌風に（初めからの経緯を身近で見てきた者として）まとめておこうとするものである。

[1] 2000（平成12）年6月13日（火）

（平成12年度）第1回広島大学日韓共同理工系学部留学生事業ワーキンググループ

報告：

日韓共同理工系学部留学生事業について

資料「日韓共同理工系学部留学生事業について」（文部省学術国際局留学生課 平成12年5月29日）に基づき、この事業に関する報告・説明があった。

検討事項：

1、広島大学における予備教育（専門教科教育）について

次回のワーキンググループにおいて理工系受入学部からオブザーバーとして参加してもらい、カリキュラム等の検討を行ってプログラム原案を作成する。それを国際交流委員会にかけることとした。

2、予備教育コマ数、カリキュラムの内容について

4人程度で韓国の予備教育の実施状況などについて調査に行けるよう希望することで了承を得た。

予備教育の専門教科教育の実施方法について、非常勤を充てることで了承を得た。

3、受け入れ可否の決定について

各学部で決定する旨確認された。

4、宿舎の問題について

国際交流会館に5人分確保してある旨の報告・説明があった。

[2] 2000（平成12）年6月30日（金）

（平成12年度）第2回広島大学日韓共同理工系学部留学生事業ワーキンググループ

報告：

- 1、日韓共同理工系学部留学生事業予備教育WG名簿
国際交流委員会学生交流部会（5人）、受け入れ学部オブザーバー参加（3人）、留学生センター（2人）
- 2、資料により（東京外国語大学、大阪外国語大学における）学部留学生予備教育に関する現状報告がなされた。
- 3、隣国ではどのような入学試験が行われているか、資料に基づいて報告があった。

検討事項

広島大学における予備教育（専門教科教育）について

- 1、コーディネーターの配置について
コーディネーターを一人配置する必要があることが確認された。
- 2、実施委員会について
このプログラムを実施するための実施委員会を組織することが了承された。

[3] 2000（平成12）年7月7日（金）

（平成12年度）第3回広島大学日韓共同理工系学部留学生事業ワーキンググループ

検討事項

- 1、日韓共同理工系学部留学生事業WG報告の原案を一部修正のうえ、了承した。
- 2、ある国立大学の留学生センター規則の一部を改正する規則（案）及び留学生センター学部入学前予備教育の実施に関する規則（案）を参考例として広島大学における予備教育の実施形態について検討した。
上記の例では、「学部入学前予備教育生の受入れは、留学生センター運営委員会の議を経て学長が行う」「予備教育の教育課程及び履修方法等は、留学生センター長が別に定める」などというように、留学生センターが中心になっているが、広島大学の場合は、複数の学部（4学部）が受け入れ予定学部となっている関係上、一部局に準じる存在である留学生センターが中心になるよりは、全学委員会である「国際交流委員会」の所轄とするほうが、全学的理解・支援・協力が得やすいという意見が大勢を占めた。
- 3、1の一部修正された原案を基に作成した報告書を次回の国際交流委員会において、資料として配布、報告することで承認を得た。

[4] 2000（平成12）年8月1日（火）

（平成12年度）第1回広島大学日韓共同理工系学部留学生事業実施部会（仮称）
（議事）

- ① 部会長及び副部会長を選出した。

- ② 「広島大学日韓共同理工系学部留学生事業」実施要項の原案を一部修正し、承認した。
- ③ 「広島大学日韓共同理工系学部留学生事業」学部入学前予備教育実施要項を原案通り承認した。
- ④ 韓国関係機関への視察について
予備教育実施方法（週当たりコマ数、時間数、物理、化学、数学等の実施主体、実施場所）を決め、シラバスを作成するための視察をすることとした。
人数：4～5名程度
時期：8月中旬～下旬（20日以降）、2泊3日

[5] 2000（平成12）年9月1日（火）

（平成12年度）第2回広島大学日韓共同理工系学部留学生事業実施部会
（報告事項）

副部長より日韓共同理工系学部留学生事業現地調査報告があった。（8月22日（火）～25日（金）。4人訪問）韓国慶熙大学校国際教育院及び駐韓日本大使館公報文化院を訪問した。

（議事）

- 1、日韓共同理工系学部留学生事業による留学生の受け入れについて
既に工学部長名で承認の回答をしているが、本実施部会で承認された。
- 2、その他（本事業の実施体制等）
 - （1）コーディネーターの申請について
理数系の専門で国際理解のある人物をコーディネーターとして配置できるよう、留学生センターから全学運用定員による定員措置を申請することとした。
 - （2）カリキュラムの作成について
カリキュラム作業部会を開き、検討を行うこととした。作業部会構成メンバーは次のとおりである。担当科目と所属を示す。
化学（総合科学部）、数学（理学部）、物理（工学部）、英語（教育学部）、日本語（留学生センター）

○2000年11月6日（月） 第一期生 開講式

[6] 2000（平成12）年12月26日（火）

（平成12年度）第3回広島大学日韓共同理工系学部留学生事業実施部会
（議事）

- 1、時間割について
予算の都合上、13週授業を行うことが了承された。

2、日韓共同理工系学部留学生事業の現状と課題について

コーディネーターがつかなかったことで、委員でもある留学生センターの一人の教官に業務が集中してしまっているという現状について報告があり、次の二点について早急に検討及び決定を行うことが了承された。

- ① チューターをつける必要がある。
- ② 受け入れ部局での指導教官を決める。

3、その他

- ① 授業担当者に学生の状況、授業の進捗状況について記述してもらう。
- ② 学生を交えて座談会の場を設ける。

○2001年2月22日（木） 第一期生 修了式

[7] 2001（平成13）年3月13日（火）

（平成12年度）第4回広島大学日韓共同理工系学部留学生事業実施部会
（議事）

1、日韓理工系学部留学生の配属先変更について

資料により工学部長あてに提出することとした。

2、その他

- (1) 文部省主催、平成13年2月27日開催の「日韓理工系学部留学生事業に関する説明会」について、出席した（実施部会）委員から報告・説明があった。広島大学からは、生物の予備教育重視について要望したとの報告があった。
- (2) 日韓理工系学部留学生の成績評価について、留学生センターの日本語研修コースの評価表をもとに、留学生センターで評価表の様式を作成し、予備教育担当者に評価を依頼することとした。

[8] 2001（平成13）年5月16日（水）

（平成13年度）第1回広島大学日韓共同理工系学部留学生事業実施部会小委員会
（報告事項）

日韓理工系学部留学生受け入れに伴う学生支援WGについて

工学部の委員より、工学部における支援体制についての説明があった。

（議事）

1、平成13年度留学生経費特別配分必要事業計画について

留学生センター委員の一人より説明があり、13年度の計画書については、同委員が作成のうえ実施部会で検討することとした。

2、その他

韓国視察について

可能であれば検討することとした。

[9] 2001 (平成 13) 年 6 月 5 日 (火)

(平成 13 年度) 第 1 回広島大学日韓共同理工系学部留学生事業実施部会
(議事)

- 1、平成 13 年度「広島大学日韓共同理工系学部留学生事業」実施部会委員名簿
国際交流委員会学生交流部会員 (5 人)、受け入れ学部代表委員 (3 人)、留学生センター
委員 (2 人)
- 2、平成 13 年度留学生経費特別配分必要事業計画について
部会長より説明があり、了承された。
- 3、その他
 - (1) 今後の実施部会開催について
国際交流委員会終了後引き続き行いたい旨の意見が出された。
(その場合、国際交流委員会の終了予定時刻を把握する必要がある。)
 - (2) 広島大学の PR 活動について
現在、予備教育中の学生に対して早めに大学の広報活動を行う必要があるという
意見が出された。広島大学の受け入れ予定学部 (総合科学部、理学部、工学部、
生物生産学部) の学部別資料については文部省を通じて送付済みである旨報告があ
った。

[10] 2001 (平成 13) 年 7 月 3 日 (火)

(平成 13 年度) 第 2 回広島大学日韓共同理工系学部留学生事業実施部会
(議事)

- 1、学部における学生支援ワーキングについて
部会長から受け入れ学部における支援体制を作ることにについて提案があり、審議の結果承
認された。
- 2、全学運用定員の使用申請について
部会長から説明があり、申請について承認された。講師ポストを要求することで合意した。
- 3、その他
平成 12 年度受け入れ留学生の工学部前期試験の成績について、今後の予備教育の参考に
するため、工学部の委員から工学部担当係に依頼し、次回の部会で検討することとした。

[11] 2001 (平成 13) 年 9 月 5 日 (水)

(平成 13 年度) 第 3 回広島大学日韓共同理工系学部留学生事業実施部会

(報告事項)

1、日韓共同理工系学部留学生事業現地調査報告について

「日韓共同理工系学部留学生事業予備教育の実情調査」の目的で韓国慶熙大学校国際教育院を訪問した旨の報告があった。(8月22日(水)～24日(金)。3人訪問)

視察時期については、希望決定前の6月・7月が望ましいという報告があった。

2、日韓共同理工系学部留学生(第2期生)の受け入れについて

理学部1名については受け入れ可能である旨回答があり、工学部については近日中に回答が得られる旨の報告があった。

3、その他

全学運用定員の申請について

7月3日の実施部会で承認されたこのことについて、申請期間を平成13年4月1日～平成16年3月31日としていたが、平成14年4月1日～平成17年3月31日である旨の訂正があった。

(議事)

1、「日韓共同理工系留学生受入のための予備教育のありかた」に関するシンポジウム(於、大阪大学)への参加について

実施部会長から説明があり、審議の結果、実施部会長が参加することで承認された。

2、その他

カリキュラムの作成について

カリキュラム作業部会を開き、検討することとした。

(日時:9月19日(水)13:10～ 場所:部会長研究室)

作業部会構成メンバー

化学(総合科学部の委員)、数学(理学部の委員)、物理(工学部の委員)、生物(生物生産学部の委員)、英語(教育学部の委員)、日本語(留学生センターの委員)

[12] 2001(平成13)年9月19日(水)

日韓共同理工系学部留学生事業実施部会カリキュラム作業部会

1、指導体制について

予備教育期間中の指導教官を決定した。カリキュラム作業部会のメンバー6人のうち5人の委員が当たることとし、学生(5人)との組み合わせを決定した。チューター及び受け入れ学部の指導教官については早急に決定し、留学生係に連絡することとした。

2、予備教育のコマ数について

今年度の各教科(科目)のコマ数は次のとおりとする。(コマ数は昨年度と同じ。)

数学(2)、物理(2)、化学(2)、生物(1)、英語(1)、日本語(5)、日本文化(1)

インストラクターの選定は関連委員が行い、9月27日(木)(13:10～)教育学部

C棟621において、全員で時間割を決定することとした。

3、教養科目の授業の見学について

留学生から人文・社会系の教養科目の授業を見学したいという希望があることについて、国際交流委員会を通じて教養的教育委員会に依頼することとした。

[13] 2001（平成13）年10月25日（水）

（平成13年度）第4回広島大学日韓共同理工系学部留学生事業実施部会
（報告事項）

1、全学運用定員の使用申請について

定員措置されなかった旨の報告があった。

2、日韓共同理工系学部留学生（第2期生）の受け入れについて

5名受け入れた旨の報告があった。

3、カリキュラム作業部会報告について

カリキュラムが報告された。

（議事）

開講式について

原案通り承認された。

○2001年10月29日（月） 第二期生 開講式

[14] 2002（平成14）年1月15日（火）

（平成13年度）第2回広島大学日韓共同理工系学部留学生事業実施部会小委員会
（議事）

1、平成13年度授業計画について

部会長から説明があり、原案を承認した。（予算の関係上、授業時間数の変更を余儀なくされた。）

2、その他

(1) 学生のホームステイについて

学生のホームステイのコーディネイトについて留学生センターに依頼することとした。

(2) 修了式について

平成14年2月8日（金）15:00～（案）とする。

[15] 2002（平成14）年1月23日（水）

（平成13年度）第3回広島大学日韓共同理工系学部留学生事業実施部会小委員会
（議事）

- 1、日韓「国立大学PML 課題検討会」(於、金沢大学)への出席について
留学生センターの委員の一人が出席することとした。
- 2、平成14年度からの体制について
原案を作成した。

○2002年2月8日(金) 第二期生 修了式

[16] 2002(平成14)年2月28日(木)

(平成13年度)第5回広島大学日韓共同理工系学部留学生事業実施部会
(議事)

- 1、「広島大学日韓共同理工系学部留学生事業学部入学前予備教育実施要項」及び「広島大学日韓共同理工系学部留学生事業実施部会要項」の改正について
学部入学前予備教育生の所属、予備教育の実施場所等を要項に位置づけるとともに、留学生センターと受け入れ学部等との協力を明確にするのが改正・制定理由である。

(主な改正箇所)

<実施部会要項>

☆部会長及び副部会長は、委員の互選による。→国際交流委員会委員長の指名による。

<実施要項> (追加)

☆(所属等)

第3条 学部入学前予備教育生の所属は留学生センターとし、身分は日本語研修生とする。

(予備教育の実施場所等)

第4条 留学生センターは、学部入学前予備教育生に対し、受け入れ学部等の協力を得て日本語及び専門基礎科目の予備教育を実施する。

- 2 留学生センターは、学部入学前予備教育生に対し、受け入れ学部等と協力し
修学上及び生活上の指導助言を行う。(後掲の資料1、資料2を参照のこと)

- 2、国際交流委員会(平成14年2月5日)持ち帰り事項について
以下のように決定した。

留学生センター選出の委員2名について、日本語教育部門から選出する。

部会長が必要と認めた者若干名について、留学生指導部門から1名選出する。

- 3、平成14年度新体制について

2002(平成14)年1月23日(水)第3回広島大学日韓共同理工系学部留学生事業実施部会小委員会の原案を一部修正のうえ承認した。

(資料1)

「広島大学日韓共同理工系学部留学生事業」実施部会要項

平成12年9月5日

国際交流委員会承認

第1条 「広島大学日韓共同理工系学部留学生事業」実施のため、国際交流委員会に「広島大学日韓共同理工系学部留学生事業」実施部会（以下「部会」という。）を置く。

第2条 部会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 日韓共同理工系学部留学生の受入れに関する事。
- (2) 日韓共同理工系学部留学生の予備教育の実施に関する事。
- (3) その他日韓共同理工系学部留学生事業に関する事。

第3条 部会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 国際交流委員会学生交流部会委員
- (2) 受入れ学部より選出された委員各1名
- (3) 留学生センターより選出された委員2名
- (4) 部会長が必要と認めた者若干名

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、前条第1号の委員の任期は1年とする。

- 2 委員の再任は妨げない。
- 3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条 部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、国際交流委員会委員長の指名した者をもって充てる。

第6条 部会長は、部会を招集し、その議長となる。

第7条 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を行う。

第8条 部会の事務は、学生部留学生課において処理する。

附 則

- 1 この要項は、平成12年9月5日から施行する。
- 2 この要項施行後最初に選出された第3条第1号の委員の任期は、第4条第1項ただし書の規定に係わらず平成13年3月31日までとし、第3条第2号、第3号及び第4号の委員の任期は、第4条第1項本文の規定に係わらず平成14年3月31日までとする。

附 則

この要項は、平成14年3月11日から施行する。

(資料2)

広島大学日韓共同理工系学部留学生事業学部入学前予備教育実施要項

平成12年9月5日

国際交流委員会承認

(趣旨)

第1条 この実施要項は、広島大学日韓共同理工系学部留学生事業（以下「日韓留学生事業」という。）学部入学前予備教育の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(受講資格)

第2条 予備教育の受講生（以下「学部入学前予備教育生」という。）となることができる者は、日韓留学生事業に基づき、本学を配置大学とされた者とする。

(所属等)

第3条 学部入学前予備教育生の所属は留学生センターとし、身分は日本語研修コースの研修生とする。

(予備教育の実施場所等)

第4条 留学生センターは、学部入学前予備教育生に対し、受入れ学部等の協力を得て日本語及び専門基礎科目の予備教育を実施する。

2 留学生センターは、学部入学前予備教育生に対し、受入れ学部等と協力し修学上及び生活上の指導助言を行う。

(予備教育の実施期間及び開始時期)

第5条 予備教育の実施期間は、6月とし、その開始時期は、10月とする。

(学部入学前予備教育生の受入れ)

第6条 学部入学前予備教育生の受入れは、受入れ学部の承認のもとに広島大学日韓共同理工系学部留学生事業実施部会（以下「実施部会」という。）の議を経て学長が行う。

2 実施部会長は、前項の規定により受け入れた者で、所定の手続きを完了した者に、予備教

育の受講を許可する。

(教育課程)

第7条 予備教育の教育課程及び履修方法等は、留学生センター長と協議して実施部会長が別に定める。

(授業の方法)

第8条 授業は、講義、実験・実習及び演習の併用により行う。

(受講の中止)

第9条 学部入学前予備教育生が、受講を中止しようとするときは、その理由を付し、実施部会長に願い出なければならない。

2 実施部会長は、前項の願い出があったときは、実施部会の議を経て、これを許可する。

3 実施部会長は、学部入学前予備教育生が疾病その他の理由により、受講を続けることができないと認めるときは、実施部会の議を経て、受講を中止させることができる。

(修了証書の授与)

第10条 実施部会長は、予備教育の教育課程を修了した学部入学前予備教育生に対し、修了証書を授与する。

(授業料等)

第11条 検定料、入学料及び授業料については、「国立学校における授業料その他の費用に関する省令」第12条の規定に基づき定めた額及び徴収方法とする。

(雑則)

第12条 この実施要項に定めるもののほか、予備教育の実施に関し必要な事項は、実施部会の議を経て、実施部会長が別に定める。

附 則

この実施要項は、平成12年9月5日から施行する。

附 則

この実施要項は、平成14年3月11日から施行する。